

長浜市告示第258号

長浜市重症心身障害児者施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年7月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市重症心身障害児者施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重症心身障害児者の福祉の増進を目的に、長浜市及び米原市の広域福祉事業として、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が行う施設整備に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 長浜市又は米原市の区域内における障害者福祉施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設）の整備事業
- (2) 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）別紙社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく補助対象となった事業（次号において「国庫補助対象事業」という。）
- (3) 民間心身障害児者社会福祉施設整備費補助金交付要綱（国庫補助対象事業に対する補助金の交付に関して、滋賀県が制定する補助金交付要綱をいう。以下「県交付要綱」という。）に基づく補助対象となった事業
- (4) 施設整備に要する経費に対する財源措置及び施設の敷地の用に供する土地の確保が確実であり、かつ、重症心身障害児者の福祉の増進が十分に期待できる事業  
(補助金の額と補助対象経費)

第3条 補助金の額と補助対象経費は、次の表のとおりとする。

補助金額	補助対象経費
県交付要綱に基づく補助金（以下「県補助金」という。）の交付内示額の3分の1以内とし、長浜市及び米原市が協議し決定した額とする。	県交付要綱に規定する補助対象経費

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市重症心身障害児者施設整備所要額（精算）調書（様式第1号）
- (2) 施設整備の趣旨、目的等が確認できる書類
- (3) 別に国、他の地方公共団体等から助成を受け、又は受けようとする場合は、その助成について記載した書類
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) 県補助金の交付内示通知書の写し
- (6) 市税の完納証明書（納期限が到来している市税に未納がないことを証明するもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、県補助金の交付内示後かつ補助事業を実施しようとする日までに、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、補助対象としない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の適用を受けようとする者は、交付申請の際に、長浜市重症心身障害児者施設整備費補助金事業事前着手報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第2項第6号に規定する市長が必要と認める条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）について、建物の規模若しくは構造又は施設の用途を変更する場合（当該建物の機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）は、あらかじめ市長の承認を得ること。ただし、第8条及び規則第20条ただし書の規定に該当するときは、この限りでない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって補助財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（実績報告）

第6条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市重症心身障害児者施設整備所要額（精算）調書
- (2) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (3) 工事完成図面（配置図、平面図、立面図、附帯設備図）
- (4) 補助事業が完了したことを示す写真
- (5) 県補助金の交付決定通知書の写し
- (6) その他参考となる資料

2 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

（補助財産の処分の制限に係る期間）

第8条 規則第20条ただし書の補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数とする。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則及びこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付け、用途を廃止し、又は担保に供するため市長の承認を得ようとするとき。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第10条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条及び第8条から第10条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条、第6条関係）

長浜市重症心身障害児者施設整備所要額(精算)調書

法人名： \_\_\_\_\_

(単位：円)

事業費総額  (A)	補助金・寄附金 等その他の収入 (借入金を除く)  (B)	(B)のうち 県補助金の 交付内示額  (C)	(C)のうち 県負担額 (補助上限額)  (D)	法人等自己負担額 (借入金を含む)  (E)	米原市補助額  (F)	長浜市補助額  (G)

(B)には、米原市補助額 (F) 及び長浜市補助額 (G) を含めないこと。

様式第2号（第4条関係）

長浜市重症心身障害児者施設整備費補助金事業事前着手報告書

年 月 日

長浜市長 あて

（届出者）

所在地

法人名

代表者名

（※）

（※）本人（代表者）が署名しない場合は、  
記名押印してください。

このことについて、下記のとおり長浜市重症心身障害児者施設整備費補助金事業の事前着手をしましたので、長浜市重症心身障害児者施設整備費補助金交付要綱第4条第4項の規定により報告します。

記

1 事業の名称

2 事業着手年月日 年 月 日

3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

4 事前着手の理由

備考 県補助金の交付内示通知書、設計管理に係る契約書、工事請負契約書、県交付要綱に規定する工事着工報告の写しを各1部提出すること